

●香川県告示第161号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定による道路の占用を制限する区域の指定を次のとおり解除する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和8年8月18日から同月31日まで一般の縦覧に供する。

令和8年8月18日

香川県知事 池 田 豊 人

1 指定を解除する道路の種類及び路線名並びに占用の制限を解除する区域

道路の種類及び路線名	区 域
一般県道（213号）多度津停車場線	仲多度郡多度津町栄町三丁目41番1地先から 仲多度郡多度津町栄町三丁目319番3地先まで

2 制限を解除する占用物件

新たに地上に設ける電柱

3 占用の制限を解除する理由

緊急輸送道路として道路の占用を制限する必要がなくなったため。

4 占用の制限の解除の期日 令和8年9月1日